

民主党・道民連合が提出した「閣議決定による集団的自衛権行使容認に反対する意見書」について、自民党・公明党会派の反対によって否決されました。

意見書に関わる賛成・反対討論の内容は次のとおりです。

1. 日程第4、意見案第1号

○議長加藤礼一君 日程第4、意見案第1号を議題といたします。

意見案第1号について、提出者の説明を求めます。

田村龍治君。

1. 意見案第1号に関する説明

○67番田村龍治君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、ただいま議題となりました意見案第1号憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書について、提案説明を行います。

安倍政権は、集団的自衛権の行使に関するこれまでの憲法解釈を変更し、日本と密接な関係にある他国が攻撃された場合も、自国への攻撃とみなし、自衛隊が反撃することが可能となるという新たな解釈を強引に押し進め、与党間の密室による協議を重ねて、このたび閣議決定を行いました。

もとより、憲法第9条を改正して、集団的自衛権を行使できる国にしたかった安倍総理は、そのために考え出した第96条の改正が世論の反対で難しいと見るや、賛成者ばかりを集めた私的諮問機関の安保法制懇を設置し、一方で、憲法解釈を変えるために、内閣法制局長官の首をすげかえ、集団的自衛権行使のための下地をつくり、次に、集団的自衛権は違憲でないとはばかりに、砂川事件を利用しましたが、これには無理があると判断し、今度は、集団的自衛権の行使は現憲法下ではできないと理由づけた1972年の政府見解について、真逆の論理展開で詭弁を弄し、論理矛盾が明白にあるろうとも、なりふり構わずのやりたい放題です。

憲法に集団的自衛権を根拠づける規定がなく、多くの憲法学者が違憲としてきており、事例として出されたものは、個別的自衛権や警察権で対処できるもの、または、あり得ない事例が列挙されており、無理に無理を重ねたもので、説得力も全くありません。

自民党政府がこれまで積み重ねてきた憲法解釈や国会での論議から大きく逸脱してまでも、平和国家の道を捨て、戦争へ突き進む国家になろうとしているのであります。（発言する者あり）

これには、さすがに、政権にお墨つきを与えた安保法制懇の委員も、国民の理解が欠かせないと、運営と検討の手法を厳しく批判し、委員である佐瀬防衛大学名誉教授は、時間不足で実質的な議論ができず、私たちは踊らされたスズメだったとまで語っています。

本来、このような、国の根幹にかかわる事項は、憲法改正によるべきでありまして、国民に対して丁寧な説明を行うとともに、国会において、幅広く、かつ詳細に議論を行うことが必要です。

にもかかわらず、時の内閣の一存によって、国民合意や国会議論も経ず、与党間の協議のみで閣議決定したことは、民主主義をないがしろにし、立憲主義をも否定し、さらに、国の最高法規である憲法をおとしめ、まさに憲法が憲法でなくなることにつながる行為、平和国家を捨て去る行為であり、これは到底容認することができません。（発言する者あり）

また、集団的自衛権の行使に当たっての三つの要件のいずれも、事実上の歯どめとは全くならず、武力行使の範囲が無制限に広がる危険性があり、極めてずさんなものとなっています。

さらに、武力行使の段階では、外交、防衛にかかわる特定秘密として、国民はおろか、国会にも、その内容が知らされないおそれがあり、報道についても、関係者への取材が懲役刑にもつながりかねないことから、国民が知らないままに、いつの間にか武力行使が行われ、自衛隊の被害がどのくらいかも知られないということも、現実の問題として考えられます。

そして、自衛隊法の改正などの関連法案を、来年の統一自治体選挙後に提案するようですが、これも選挙の争点隠しであり、常に国民議論を避けるこそくな政権運営となっています。

戦争は殺し合いです。そして、銃を持つ自衛隊員は、家庭の親であり、子であり、孫であり、きょうだいであり、夫であり、友人なのであります。殺し合う相手も、また同様なのであります。

また、相手国を攻撃すれば、当然、自国も攻撃されることを覚悟しなければなりません。アメリカや各国で起きているテロの根源もそこにあります。

集団的自衛権行使容認の閣議決定につきましては、道内の45市町村議会が、反対の趣旨の意見書を採択し、三重県松阪市の中山市長は、集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定は、国民の平和的生存権を保障する憲法に反するとして、決定は無効だとの確認を求めて提訴する考えを明らかに

しました。

劣化した政府・与党には、平和を守ることはできず、これからも、地方から平和の声を上げるうねりが続くでしょうし、私たちもその声が続くべきです。

以上、意見書提出の趣旨の一部を述べましたが、今からでも、破滅の道から引き返す時間は残されています。議員各位には、平和と憲法について、道民に対する責任を有することを自覚され、賢明なる御判断をお願いいたしまして、提案説明といたします。

ありがとうございます。(拍手)(発言する者あり)

1. 質 疑

○議長加藤礼一君 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

中司哲雄君。

○58番中司哲雄君(登壇・拍手)(発言する者あり) ただいま提案並びに説明のありました、憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書に対し、順次質問してまいります。

意見書案では、安保法制懇の報告を受けた安倍首相の基本的な考え方をもとに述べられ、趣旨説明では、閣議決定に基づく集団的自衛権に関する提案者の考え方が述べられております。

意見書の内容が、いつの、何の見解に対するものなのか、いささか不分明ではありますが、いずれにしても、所論の論拠に疑問がありますので、以下伺ってまいります。

集団的自衛権については、国連憲章第51条において、国際連合加盟国の全てが有していると記されております。全ての国が有する固有的権利でもある集団的自衛権について、この意見書では、手続論でもある憲法解釈変更による行使容認の是非に対する批判は述べられているものの、そもそもの行使容認の是非に対する見解は述べられておりません。

弾道ミサイルの開発及び拡散、国際テロの脅威、アジア・太平洋地域における問題や緊張など、もはや、どの国も、一国のみで平和を守ることができない国際情勢であり、また、我が国を取り巻く安全保障環境も、根本的に変容しております。

言うまでもなく、政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守ることです。

まず、手続論を論じる前に、このような、我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえ、国民の命を守るため、集団的自衛権の行使が必要と考えるのか、必要がないと考えるならば、それはどういった理由に基づくものなのか、見解を伺います。(発言する者あり)

次に、これまでの政府解釈の変更についての質問をいたします。

まず、前提として、なぜ、ここで集団的自衛権を議論するかであります。

それは、昭和34年の、砂川事件の最高裁判決において、憲法第9条は、我が国が主権国として有する固有の自衛権を何ら否定しておらず、我が国が、自国の平和と安全とを維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとり得ることは、国家固有の権能の行使であるとして、我が国の自衛権を明確に認めた判断を下したものの、その行使については、集団か個別かを分けていないことによります。

このことから、従来、政府の解釈により、集団的自衛権の行使を制限してきたものでありますが、今年1日の閣議決定においては、自衛権における最低限度の実力行使は、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために、他に適当な手段がないときに行使できるものとして、従来の政府見解の基本的な論理の枠内で、憲法上、許容されるものと判断したところであります。(発言する者あり)

当然のことながら、この閣議決定で、自衛隊が直ちに集団的自衛権を行使できるわけではなく、自衛隊法等の関係法案を改正することから、仮に、国会での審議が拒否されれば、内閣の意思として、集団的自衛権の行使が可能だという解釈を表明しながらも、実際には自衛隊は出動できないこととなります。

さらに、自衛隊法等を改正しても、民主的統制の確保の観点から、武力の行使には、事前の国会承認を要することとされており、到底、意見書にある、民主主義をないがしろにする状況にはないと考えます。(発言する者あり)

これらの閣議決定の内容や、今後、関係法案等が国会で審議される状況を踏まえ、なお、一体何をもって、時の内閣の一存で民主主義をないがしろにすると考えるのか、そのように断言する根拠を伺います。(発言する者あり)

次に、立憲主義の否定についてであります。

これに関連し、関係法案が成立した場合、当然のことながら、司法も、当該法律に対する違憲立法審査権を有することになり、三権分立に沿った対応が図られることとなります。

このことから、意見案にある、立憲主義を否定することにつながるということには、当然ならぬものであり、また、関係法案の改正を前提としていることから、法治国家として成り立たなくなる懸念も出てくるとは、到底考えられないものでありますが、なぜ、このような理解に至るのか、理由を伺います。

最後に、この問題をめぐる議論についてお伺いいたします。

これまで申し上げてきたとおり、今回の政府の閣議決定は非常に抑制的なものであり、この意見案に代表されるように、いわゆる歯どめがきかなくなるという、論理の飛躍とも言える議論は、余りにも誤解が多いものであり、また、余りにも表層的な議論であります。

平和主義の精神は、今後も、当然に、日本の安全保障に位置づけられはらずであり、また、そうあるべきであります。

少なくとも、今回の閣議決定の内容からは、憲法前文にうたっている、より人道的な、そして、より国際協調主義的な対応が可能となるという印象しか受けとめられません。これらを全て無視して、これで日本は戦争のできる国になってしまうというのは、余りにも短絡的な発想なのではないかと考えます。(発言する者あり)

当然のことながら、今後、政府は、国会の閉会中審査などの機会を利用し、行使容認の意義を説明した上で、国民の理解を広げるべきであり、また、今後、関係法案の審議によって、このような誤解は払拭されていくものと考えておりますが、改めて、なお、歯どめがきかなくなり、自衛とは無関係に、行使の範囲は無制限に広がる危険性があるといった認識を持っているのか、そう考えるならば、何をもって、そのように結論づけるのか、論理性を持ってお答え願います。

以上、再質問等も留保させていただき、私の質問を終わります。(拍手)(発言する者あり)

○議長加藤礼一君 高橋亨君。

○66番高橋亨君(登壇・拍手)(発言する者あり)ただいま、中司議員から、4点について御質問がございました。順次お答えをさせていただきたいと思っております。

集団的自衛権の行使容認の是非についてですが、日本は、これまで、戦後一貫して、平和憲法のもと、自衛権の発動をすることなく、今日を迎えています。これは、憲法の前文にある、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重と、これにかかわる憲法9条の精神を守り続けたことによるものであります。

この憲法9条の精神を尊重するために、歴代の自民党政権は、この9条の解釈として、1972年に、国際法上、いわゆる集団的自衛権を有しているとしても、国権の発動としてこれを行行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界を超えるものであって許されないとの立場をとってまいりました。(発言する者あり)

イラクやアフガンへのPKO派遣も、ぎりぎり、この見解を守り、戦後、これまでに、自衛隊員から死傷者を出したことがありません。

日本と米国は、これまで、日米安保条約を締結してきましたが、これは、日本が他国から攻撃を受けた場合、米国は日本を守る義務を有するが、米国が他国から攻撃を受けた場合、日本が米国を守る必要のない片務性の条約となっています。

そのかわりに、日米地位協定において、米国の希望どおりに、日本国内に米軍の基地を置き、思いやり予算で財政支援を行い、日本国内を、束縛されることなく、訓練の場としています。

首都・東京の制空権は、米軍横田基地に掌握されており、国内民間機は、羽田空港での発着も全て千葉上空を利用しなければならないのは、このためであります。このようなことは、第二次世界大戦の敗戦国でも日本だけあります。

集団的自衛権を行使可能とすることは、この日米安保条約を、片務性から、お互いを守る義務を有するという双務性にすることであり、日米安保条約改定及び地域協定の破棄をしなければならないのは当然のこととなります。

日本の領土、領空、領海、日本人の救出などがかわる場合は、個別的自衛権の発動が優先されるべきであり、専門家や、当の自衛隊幹部も、個別的自衛権の範疇であることを明確にしています。

日本は、これまで、外交交渉をもって、他国との問題を解決してまいりました。このことは、国際社会においても高く評価されているものであり、今後も、武力の行使に頼ることなく、国際貢献を行い、憲法の本質である、国際社会において名誉ある地位を占めたいと思います。これが、集団的自衛権の行使が必要ないとする我が会派の考え方であります。(発言する者あり)

次に、これまでの政府解釈の変更についてですが、今後、関係法令を改正する段階や、行使の段階で、国会での審議が拒否されればと言われ、行使には、国会の事前承認が必要だと言われても、国会は数の論理でありますし、行使容認が閣議決定された以上、与党の自民党、公明党で過半数を占める状態であれば、国会承認によって行使されるのは明らかであります。

本来、国のあり方を決めるような大事な問題は、国民議論に付し、国会において十分議論を行い、正当な手続を経て決定されるものであり、数を背景にした時の内閣の一存で、重大な問題である集団的自衛権の行使容認を行ったことは、まさしく民主主義の手続を行わず、このことをもって、民主主義をないがしろにしたものであります。(発言する者あり)

次に、立憲主義の否定についてであります。立憲主義とは、政治権力の恣意的支配に対抗し、権力を制限しようとする原理であります。

それにもかかわらず、権力そのものであるところの政府が、内閣法制局長官を交代させ、主張を同じくするメンバーで構成された私的諮問機関 — 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の報告書を頼りにして、憲法9条を踏みにじるような決定を閣議決定で行うことは、立憲主義の否定以外の何物でもありません。(発言する者あり)

閣議決定に際して、日弁連の村越進会長が出した抗議声明では、憲法9条の実質的な改変を、憲法に拘束されるはずの政府が閣議決定で行うことは、立憲主義に根本から違反していると明快に指摘しております。

関係法令の改正が前提であると、質問者はされておりますが、法律は憲法に違反できないからこそ、安倍政権は、憲法の解釈を閣議決定で強引に行ったのではありませんか。

また、自民党総務会の中で、唯一、憲法解釈変更の手法に反対した村上誠一郎衆院議員は、憲法解釈の最終的な責任の所在は司法にある、立法府や行政府がやるべきことは、最高裁から違憲と判断されないような法をつくり、解釈して、運用することだ、みずからが解釈して法をつくれれば、言葉はよくないが、八百長以上のものだ、行政府が法を解釈して自分で勝手にやれば、立憲主義を否定することになるから、私は反対していると説明しています。

村上氏は、さらに、集団的自衛権の問題を憲法9条に関してしか考えていないかもしれないが、閣議決定で憲法解釈が変えられる手法が通じれば、例えば、主権在民や基本的人権の尊重などにも及ぶ、憲法自体の存在意義がなくなる非常に危険な状態になることを心配しているとも述べています。(発言する者あり)

司法からも立法からも、このような指摘が出るからこそ、今回起きたことが法治国家としての懸念につながるということを示すものであります。

次に、この問題をめぐる議論についてですが、集団的自衛権の行使容認3要素において、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために、他の適当な手段がないときに、必要最小限の実力行使をすることは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上、許容されると考えるべきと判断するとありますが、専門家においても、抽象的であり、時の政権により行使の範囲が無制限に広がる可能性を指摘しており、我が会派も同様の認識を持っております。

以上でございます。(拍手)(発言する者あり)

○議長加藤礼一君 中司哲雄君。

○58番中司哲雄君(登壇・拍手)(発言する者あり)ただいま、丁寧な答弁をいただきましたが、私のほうからは、簡潔に、4点について質問をさせていただきます。

貴党の考え方を伺いましたけれども、ただいまの答弁の中では、そのことに対する答弁はありま

せんでした。

日米安保の片務性に言及しまして、集団的自衛権を行使可能とするならば、日米安保改定及び地位協定の破棄をしなければならないことにもなるとしているが、日米安保があれば、集団的な自衛権の行使は必要ないと答えていることになります。それが、あなた方の党の考えとは信じがたいものであります。

改めて、集団的自衛権の是非に関する判断理由について、あなた方の党の考え方を伺いたいというふうに思います。(発言する者あり)

次に、これまでの政府解釈の変更についてであります。

我が国は、代議制の議会制度によっております。それを、数の論理で国会承認となるとしているのは、この制度を否定するものと同じことだ。(発言する者あり) それこそが民主主義の否定と言わざるを得ません。

数で決められるから、民主主義をないがしろにしているとの論拠は、どこにあるのでしょうか。そのことをお伺いいたします。

次に、立憲主義の否定についてであります。

安保法制懇の報告は、あくまでも判断材料であって、政府・与党として議論を重ね、閣議決定の判断に至ったもの、これが立憲民主主義に反することになるものではないというふうに考えます。

民主主義の我が国においては、言論の自由が保たれており、さまざまな意見があることは、そのことを物語っております。

一つの見解があれば、賛否があるのは当然で、一方の意見によって判断するのではなく、一つの見解に対して、国会の場で議論を重ねることこそが民主主義にかなった進め方であります。(発言する者あり)

今議論をしているのは、集団的自衛権の行使についてであります。(発言する者あり)

主権在民や基本的人権の尊重の話をしているわけではありません。このことは、過去に憲法解釈論議をしたことはなく、ありもしない危機を言っているのではないのでしょうか。そのことについて、いかがお考えでしょうか。

最後に、この問題をめぐる議論についてであります。

抽象的だという、専門家の指摘を挙げて、民主党会派も同様だとしておりますけれども、この三つの条件、すなわち、日本と密接な関係にある他国への武力攻撃が発生し、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、二つ目に、国民を守るために、他に適当な手段がないこと、そして三つ目に、必要最小限の実力の行使、こうした三つの条件をつけている、この何が、昭和47年の見解の根幹との論理的整合性を維持していないとするのか、そのことについてお伺いしたいというふうに思います。

明確なお答えを期待して、再々質問を留保して、質問を終わります。(拍手)(発言する者あり)

○議長加藤礼一君 高橋亨君。

○66番高橋亨君 答弁準備に時間を要するため、1時間程度、時間をいただきたいと存じます。(発言する者あり)

○議長加藤礼一君 ただいま高橋亨君から、答弁準備に1時間程度、時間をいただきたい旨の発言がありましたので、暫時休憩いたします。

午後9時46分休憩

午後11時5分開議

○議長加藤礼一君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

高橋亨君。

○66番高橋亨君 (登壇・拍手)(発言する者あり) 中司議員の再質問に対する答弁準備に時間を要しましたが、以下、質問にお答えいたします。

集団的自衛権の是非に関する答弁です。

意見書に対する重ねての御質問ですが、集団的自衛権行使に関して、私たちは、その是非についてお話をいたしました。御理解いただけなかったものと思います。

この問題については、お互いに理解を深めるというよりも、お互いに相反する主張をしているも

ので、何度繰り返しても相入れることはないものと思いますが、集団的自衛権の行使容認は、まさしく憲法9条に抵触する問題であり、これまでも、自民党政府自身が、国際法を引用し、集団的自衛権は有しているが、行使はできないということを憲法解釈としていました。(発言する者あり)

集団的自衛権とは、具体的に言えば、他国間の紛争に武力をもって応援参加することであり、つまり、集団的自衛権の行使とは戦争を行うということで、このことは国連加盟国の共通認識であり、日本もこの認識であることから、憲法9条によって、行使はできないと解釈しているものです。

我が国を取り巻く安全保障環境のことも言われましたが、なぜ、このような環境になったかという、安倍総理の靖国神社の参拝や河野談話の見直し発言など、中国、韓国という近隣諸国の感情を逆なでし、首脳会談の道すら閉ざされたままとなっており、尖閣諸島や竹島問題についての解決の話し合いができておらず、みずから、我が国を取り巻く安全保障の環境悪化を招いているからで、国民の不安は高まるばかりです。(発言する者あり)

我が国は、憲法上、集団的自衛権を持たない国であることから、自民党は、自主憲法制定を主張し、安倍総理は、まず9条改正のため考えた96条改正が世論の反対で難しいと見るや、さまざまなこじつけを行い、今回、集団的自衛権の行使容認に閣議決定しましたが、国民の大多数が、集団的自衛権の行使容認には反対、もしくは、もっと時間をかけて議論すべきと答えています。(発言する者あり)

私たちは、集団的自衛権の行使については必要ないと思いますし、その考え方は、先ほどの答弁も含め、明快にお答えしています。

ありもしない危機をあおり、さも目の前に敵の攻撃があるかのような目くらましをしてまでも戦争をしたいのか。

改めて、憲法9条にある「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」という立場であることを、国民として、そして道民に責任がある党派として、明確にいたします。これが私どもの見解であります。(発言する者あり)

民主主義の考え方について質問がありました。

我が国は、代議制の議会制度によっていることは当然のことです。

民主主義、すなわちデモクラシーとは、人民の権利を意味する古代ギリシャ語を語源とし、多数決原理による意思を尊重しつつも、そのプロセスを大事にし、個人及び少数派の多様な意見を尊重し、権利を熱心に擁護するものであります。したがって、数の横暴を制御し、少数意見を取り入れ、調和をもって決定するものであります。

質問は、その民主主義についての認識に基本的な誤りがあり、やっぱり数なのだという本音を明らかにしました。(発言する者あり)

今回の閣議決定は、何が何でも事を進めるという手法を用い、同じ与党内の政党にさえ回答期限を限定し、十分な協議も行わせないので、これをもって民主主義とは、その根本において解釈が間違っており、まさに皆さんの解釈こそ変更すべきであります。

政府・与党が行っているのは、通常法律の改正ではなく、憲法の解釈を変えるということであり、憲法の改正権は国民にあり、多くの国民が、その意思によって変更が妥当かどうかを決定するのであり、時の内閣が勝手に変更できるものでないことは、先ほどの立憲主義に対する説明でわかっただけものと思いましたが、残念でなりません。(発言する者あり)

自民党の衆議院議員の懸念の引用について、再質問をいただいたのかと思いますが、今回の手法は、安倍総理を初めとする方々がかねて訴えていたはずの改憲そのものではなく、改憲に向けた条件整備とも指摘された憲法96条の先行改正でもなく、閣議決定による憲法解釈の変更というものです。

みずから改憲派と言う憲法学者の小林節慶応大学名誉教授は、96条先行改正の動きを裏口入学と批判したのです。今回の憲法解釈変更については、権力による憲法泥棒とまで痛烈に批判しております。

国会において多数を占める与党が、正々堂々たる手法ではなく、こうした抜け道を探すような手法を用いていることが批判され、憲法の内実が変えられ、憲法に基づいて築き上げられてきたさまざまなことが変えられてしまうのではないかという懸念や疑念を招いているのです。

質問者は、主権在民や基本的人権の話をしているわけではないと言われましたが、政府みずから

が、憲法の実質的な改変を閣議決定で行うという禁じ手を使ったことによって、過去の改憲論議の対象となることがないようにすることすら変えてしまうのではないかという懸念や疑念が生じていることを、政府・与党の皆さんは深刻に受けとめるべきです。

集団的自衛権行使の3要件について質問がございました。

それでは、我が国と密接な関係にある他国とは、一体どここの国なのでしょう。

これにより、我が国の存立が脅かされるとは、どのような場合なのでしょう。

明白な危険とは、どのような危険なのでしょう。

国民を守るために、ほかに適当な手段がないときは、どのような手段のことを指しているのでしょうか。

必要最小限とは、どの程度のものなのでしょう。全く説明がありません。

また、1972年の政府見解は、集団的自衛権の行使を否定していますが、その見解の根幹と全く違う、集団的自衛権の限定的行使はできるのだと理屈づけることこそ、論理のすりかえが得意な安倍晋三総理の手法をまねたかのような主張であり、道民はだまされません。全く理解に苦しむものであり、黒を白と言いくるめる皆さんこそ、論理の整合性を説明していただきたいものと思います。

以上です。(拍手)(発言する者あり)

○議長加藤礼一君 中司哲雄君。

○58番中司哲雄君(登壇・拍手)(発言する者あり)ただいま、高橋(亨)議員より、意見書に関する再答弁をいただきました。

意見書案に関する見解をお聞きいたしました。疑問は晴れておりません。

ただし、高橋(亨)議員がおっしゃるように、このまま何度も繰り返しても、お互いの主張をし続けるだけだということですので、私のほうからは、最後に指摘をして、終わらせていただきたいというふうに思います。

このたびの、安全保障法制の整備に関する閣議決定は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守るという、政府としての最も重要な責務を果たそうとする観点に立って、まずもって、武力攻撃に至らない侵害への対処のための体制や手続などに関する取り組みの強化、方策の検討、法整備に取り組もうとするものであります。

次いで、他国が現に戦闘行為を行っている現場ではない場所で実施する補給、輸送などの我が国の支援活動については、当該他国の武力と一体化するものではないという認識を基本とし、また、国家または国家に準ずる組織が敵対するものとして登場しないことを確保した上で、駆けつけ警護に伴う武器使用、及び、任務遂行のための武器使用のほか、武力の行使を伴わない警察的な活動ができるよう、法整備を進め、国際社会の平和と安定への一層の貢献を果たそうとしております。

さらに、憲法第9条のもとで許容される自衛の措置は、あくまでも、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために、他に適当な手段がないときに、必要最小限の実力行使としてとり得るとするものであり、自衛隊に出動を命ずるに際しては、原則として、事前に国会の承認を求めることを法案に明記するとしているのであります。(発言する者あり)

戦後69年間、我が国は、外国と戦火を交えておりません。これは、自衛隊と日米同盟で抑止力を維持し、適切な安全保障政策で、憲法の平和主義を体現してきたからであり、この姿勢を堅持するのは当然のことです。(発言する者あり)

国際的に孤立を深めたことが、さきの大戦に至った要因の一つでもあり、PKOや多国籍軍などへの後方支援を拡充させるなど、他国と協力して国際貢献をしつつ、外交を重ねて国際紛争を避けるとしてありまして、今回の憲法解釈の変更は、戦争につながる危険性があるとの指摘は全く当たらないものであります。(発言する者あり)

これまでの集団的自衛権に関する政府見解も、憲法解釈に基づく見解であり、このたびの閣議決定も、同じく憲法解釈に基づくものであります。

その閣議決定では、法整備をするとしているのであり、閣議決定で事を進めるものではありません。閣議決定されたことをもって、民主主義をないがしろにする云々という指摘は当たらず、民主主義の何たるかについて、目を塞いだ言いようであります。

安保法制懇の報告を受け、政府・与党として議論を経た上で決定された見解に基づく議論をなす

べきであり、初めから、想定した結論に結びつける議論は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守ることにはつながらないものであることを指摘して、私の質問を終わります。(拍手)(発言する者あり)

○議長加藤礼一君 中司哲雄君の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見案第1号は委員会付託を省略することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長加藤礼一君 御異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者あり)

〔賛成者起立〕

○議長加藤礼一君 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。